

安曇野市行財政改革大綱（第1次）

・

行政経営改革プラン

（改訂版）

平成18年11月

（平成19年6月改訂）

安 曇 野 市

目 次

策定の背景	1
行財政改革大綱と行政経営改革プラン	2
改革に向けての基本理念	5
改革が目指す基本方針と行政経営方針	6
改革推進にあたっての重点項目	7
行財政改革大綱と行政経営改革プランの体系	8
行財政改革の推進体制	10
市民と協働し、市民に信頼される市政の実現	
1. 市民との協働による市政の推進	11
(1) 広報・広聴の充実	11
(2) 市民参加システムの構築	13
市民志向の質の高いサービスを提供する市政の実現	
1. 健全な財政基盤の確立	15
(1) 経費の削減	15
(2) 自主財源の確保	19
2. 職員管理・給与の適正化	21
(1) 定員管理の適正化	22
(2) 給与の適正化	23
スリムで時代の変化に柔軟な行財政の実現	
1. 業務の効率化	25
(1) 事務の効率化	25
(2) 事務事業の見直し	27
2. スリムで柔軟な組織・人事体制の構築	28
(1) 組織の効率化	28
(2) 職員の意識改革	30
(3) 既存法人（外郭団体等）の見直し	31
3. 公共施設の効果的利用	32
(1) 効果的な管理運営	32
公営企業における行政改革	34
ことばの解説	35 ~ 37
解説する用語については、文中最初の記載にのみ 印を付してあります。	

策定の背景

安曇野市が誕生して1年、人口10万人の新たなまちづくりに向けた取り組みが着々と進められているところです。その一方で、少子高齢化の進行とそれに伴う人口減少時代の到来など、地方自治体を取り巻く環境は大変厳しい情勢にあります。

かつてのような右肩上がりの経済成長を望むことができない経済情勢の下で、さまざまな分野での構造改革や規制緩和、地方分権の流れを加速させる「三位一体の改革」が進み、一方では、市民ニーズや地域の課題は複雑かつ多様化しています。

この難局を乗り越え、市民主権のまちづくりを推進していくためには、これまで以上に行政能力の向上と、行政改革への積極的な取り組みが求められるとともに、地域の力、個性や創造性の発揮がこれからの時代を乗り切っていくための鍵となっています。

このような中で、「市民一人ひとりが豊かさやゆとりを実感でき、あらためて合併してよかった」と思えるような地域づくりを進めていくための行政の役割は益々重要になってきます。そして、我々が住む安曇野の自然・産業・歴史・文化など個性ある資源を活かし、市民と行政が互いに尊重し、それぞれの役割と責任を果たしながら活力あるまちづくりを進めていかなければなりません。

本市は平成17年10月1日に新設合併し、安曇野市になりましたが、合併関係5町村においても、行政改革を「尽きることはない行政課題」として、それぞれに努力を積み重ねてきました。また、合併協議の段階から合併を「行政運営見直しの好機」ととらえ、先例や慣例にとらわれることなく事務事業や各種手当等の見直しを行ってまいりました。しかし、前述した急激に変化する社会経済環境など本市をとりまく厳しい状況に加え、未だ行政内部にも検討・調整を要する事項が残されていることから、合併から1年という未だ流動的な時期ではありますが、平成18年度を初年度とした新たな4か年計画「安曇野市行政改革大綱(第1次)」を策定しました。

この新しい大綱に基づき、簡素で効率的な行政運営の実現に向けた取り組みを進め、市民サービスの更なる向上と社会経済状況等の変化に柔軟に対応できる“持続する安曇野市”を目指していきます。

行財政改革大綱と行政経営改革プラン

本計画は、安曇野市まちづくり計画（新市建設計画）を推進するための個別計画として、安曇野市が、市制を施行して初めて策定する行政改革に関する計画となります。この計画は、大綱とそれを推進していく実施計画で構成されています。

行財政改革大綱

「安曇野市行財政改革大綱」においては、改革に向けての基本理念と基本方針、それにもとづく改革に向けての重点項目を掲げています。また、実施計画については、「行政経営改革プラン」とし、大綱で掲げた重点項目との整合を図りながら、その実現に向けての具体的施策を盛り込んでいます。

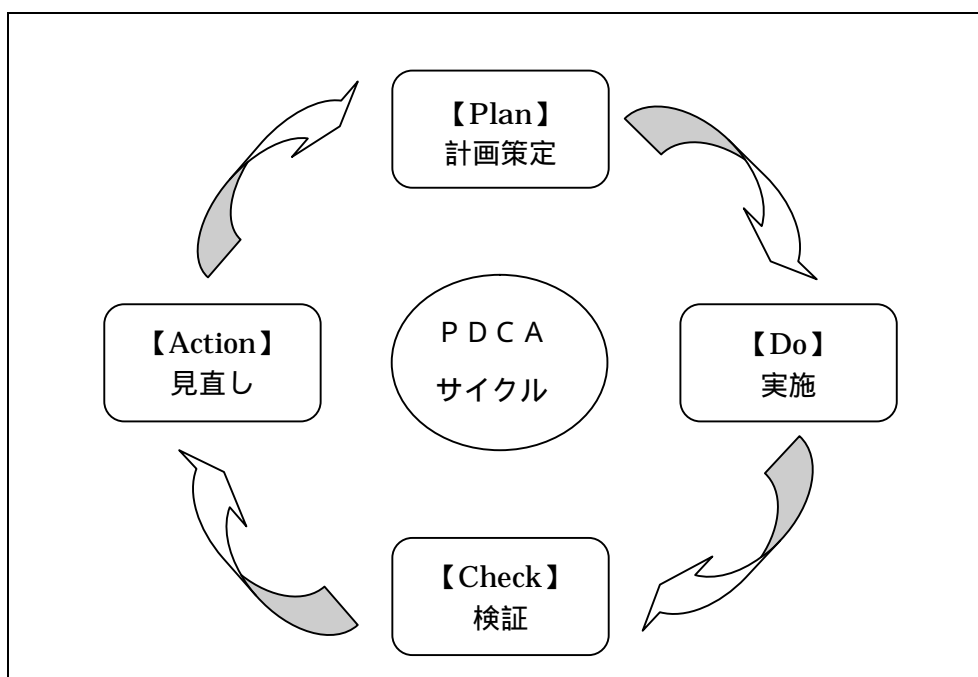
【計画期間：平成 18 年度から平成 21 年度】

行政経営改革プラン（集中改革プラン）

安曇野市における集中改革プランは、行政経営改革プランとして、「安曇野市行財政改革大綱」の理念に基づいた実施計画として、平成 21 年度までの具体的な改革事項について、スケジュール、実施目標等を明らかにしています。

なお、計画期間は行財政改革大綱の実施計画としての位置づけから、平成 18 年度から平成 21 年度までの 4 か年としますが、全国的な比較が必要とされる「取組項目」については、平成 17 年度を起点としています。

なお、行政経営改革プランは、毎年度ローリング（見直し）を行うとともに、計画策定（Plan） 実施（Do） 検証（Check） 見直し（Action）のサイクル（PDCA サイクル）による進捗管理を行うものとします。



(参考) 集中改革プランとは

分権型社会 システムへの転換を実現し、地方公共団体において、人口減少時代の到来・住民ニーズの多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応するべく、「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針（新地方行革指針）」が、平成17年3月、総務省から示されました。

《新地方行革指針の要点》

- (1) 行政改革大綱の見直し（本市にあっては「策定」に相当）
- (2) 集中改革プランの平成17年度中の公表
（平成17年度中に合併した市町村については、平成18年度中に公表）

集中改革プランとは、行政改革大綱に基づく具体的な取り組みを集中的に実施するため、次の事項を中心に平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの取り組みをわかりやすく説明した計画です。

事務・事業の再編・整理、廃止・統合

民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）

定員管理の適正化

手当の総点検をはじめとする給与の適正化

(給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等)

第三セクターの見直し

経費節減等の財政効果

その他

改革に向けての基本理念

行政が行う業務は、人々の日常生活を接点として、市民に近い部分で密接な関わりをもっていることから、市民の要望も多く、評価の目も厳しくなっています。

そこで、今までのような行政主導型の行政運営では、多様化する市民ニーズへの十分な対応が難しいことから、これからの行政運営は、地方分権社会にふさわしい魅力と活力のある市政を実現・発展させていくため、「まちづくりの主役は市民」であるという原点に立って進めなければなりません。

行政改革を進めるに当たっては、安曇野市の今後のあり方を市民とともに考え、それぞれの情報を共有し、互いに対等な立場で連携・協力し、市政の向上を目指すことを基本に据えておく必要があります。

以上を踏まえた上で、主体的で自立する安曇野市、将来に向けて持続する安曇野市を実現するため、次に掲げる事項を、これからの行財政改革を推進するにあたっての基本理念とします。

社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行政システムを確立します。

行政自らが行財政運営全般にわたって検証を行い、最小の経費で最大の効果を上げることができる行政運営システムを確立します。

改革が目指す基本方針と行政経営方針

改革の基本理念に基づき、実現を目指すべき市政の姿を「基本方針」とし、また、行政運営を企業経営ととらえた上で、基本方針を達成するための「経営方針」を定め、改革の取組みを進めます。

1.市民と協働 し、市民に信頼される市政の実現

【経営方針】

顧客志向：「市民は市にとってお客様」

協働重視：「市役所は市民によるまちづくりをサポート」

2.市民志向の質の高いサービスを提供する市政の実現

【経営方針】

成果志向：「税金は最も役立つ使い方を」

3.スリムで時代の変化に柔軟な行財政の実現

【経営方針】

権限委譲：「市民に接する場からの政策立案」

競争原理：「他市よりも活力ある市役所づくり」

改革推進にあたっての重点項目

以下の6項目を、改革に向けての基本理念と基本方針に基づく重点項目と定めて、改革を推進していきます。

行政改革における6つの重点項目

市民との協働による市政の推進

健全な財政基盤の確立

職員管理・給与の適正化

業務の効率化

スリムで柔軟な組織・人事体制の構築

公共施設の効果的利用

行財政改革大綱と行政経営改革プランの体系

安曇野市行政改革大綱とその実施計画である行政経営改革プランは、下表に示す体系をもって構成されています。

行財政改革大綱			行政経営改革プラン	
基本理念	基本方針	重点項目	具体的施策	具体的な取り組み (…頁)
行政運営システムの確立 最小の経費で最大の効果を上げることができる 簡素で効率的な行政システムを確立	.市民と協働し、市民に信頼される市政の実現	1.市民との協働による市政の推進	(1) 広報・広聴の充実	広報紙の配布方法の見直し(統一) …12
				配付物(広報紙を除く)の配付方法の見直し(統一) …12
			ホームページの充実 …12	
			市民意見聴取方法の体系化 …13	
	.市民志向の質の高いサービスを提供する市政の実現	1.健全な財政基盤の確立	(1) 経費の削減	市民参加システムの構築 …13
				・市民参加指針の策定 …14
				非営利公益市民活動の促進(NPO等) …14
				・市民活動センターの設置 …14
				物件費の縮減 …16
				補助金の見直し …16
扶助費の見直し …17				
財務分析の公表 …17				
入札及び契約方法の見直し …18				
電子入札の導入 …18				
庁舎単位の環境保全計画の推進 …18				
2.職員管理・給与の適正化	2.職員管理・給与の適正化	(2) 自主財源の確保	収税等収納率の向上 …19	
			全庁(横断)的な収納・滞納整理体制の整備 …19	
			自主的納付環境の整備(コンビニ納付) …19	
			自主的納付環境の整備(休日窓口) …20	
			受益と負担の適正化 …20	
		公告事業導入の検討 …20		
		市有財産の整理処分 …21		
		低・未利用施設の有効活用「重複」 …21		
		(1) 定員管理の適正化	適正な定員管理の実施 …22	
			退職奨励制度の検討 …22	
(2) 給与の適正化	一般非常勤職員配置方針の確立 …23			
	アウトソーシング計画の策定「重複」 …23			
	評価制度の給与への反映 …23			
	時間外勤務手当の縮減 …24			
時差出勤制度の導入拡大 …24				
適正な定員管理の実施「重複」 …24				

行財政改革大綱			行政経営改革プラン	
基本理念	基本方針	重点項目	具体的施策	具体的な取り組み (…頁)
行政運営システムの確立 簡素で効率的な行政システムを確立 最小の経費で最大の効果を上げることができる	.スリムで時代の変化に柔軟な行財政の実現	1.業務の効率化	(1) 事務の効率化	電子決裁等の導入検討 ……26
				部局における政策調整機能の検討 ……26
				アウトソーシング計画の策定「重複」 ……26
			(2) 事務事業の見直し	アウトソーシング計画の策定 ……27
				行政評価制度の導入 ……27
				各種イベント等の統廃合 ……28
		2.スリムで柔軟な組織・人事体制の構築	(1) 組織の効率化	本庁・総合支所の総合的な見直し ……29
				類似した委員会、協議会等の統廃合 ……29
				アウトソーシング計画の策定「重複」 ……29
			(2) 職員の意識改革	人材育成基本方針の策定 ……30
				・評価制度の導入
				・研修体系の確立
職員提案制度の確立と活用 ……30				
庁内公募制度の導入 ……31				
(3) 既存法人（外郭団体等）の見直し	第三セクターの見直し方針の確立 ……31			
	各種団体の自立促進 ……32			
3.公共施設の効果的利用	(1) 効率的な管理運営	指定管理者制度等の導入 ……33		
		低・未利用施設の有効活用 ……33		
		市有財産の整理処分「重複」 ……33		

行財政改革の推進体制

本大綱の推進については、行政改革推進本部が中心となり、全庁的な体制で取り組むほか、その進捗状況を定期的に行政改革推進委員会や議会に報告するとともに、ホームページ等の広報媒体を通じて広く市民に公表し、意見の反映に努めるものとします。

【行政改革推進本部】(庁内推進体制)

全庁的に改革を推進していくための中心組織として「行政改革推進本部」を設置し、実施計画に基づく年度内計画の策定及び定期的に進捗状況を把握し、改革目標達成に向けての取り組みを行います。

【行政改革推進委員会】(第三者によるチェック機能)

有識者や民間諸団体の代表者等で構成する「行政改革推進委員会」は、行政改革の進捗状況を市民、民間の立場からの調査審議し、改革実現に向けての提言を行います。

【計画の見直し】

本大綱並びに実施計画の推進期間中においても、社会経済環境等の変化や改革項目の進捗状況を踏まえ、必要に応じ随時的確な改定を行います。

市民と協働し、市民に信頼される市政の実現

「市民と行政が協働するまちづくり」を市政運営の基本とし、市民参加の拡充や協働の仕組みづくりを進めるとともに、その基盤である情報提供や意見収集を充実し、市民に信頼される透明で開かれた市政を実現します。

1.市民との協働による市政の推進

「協働」とは、市民及び市がそれぞれの役割と責任の下で、協力して公共的課題の解決に当たることであり、従来までの行政サービスの提供のあり方を見直し、市民と行政との間で役割を分担し、地域で必要な公共サービスを市民と行政が協力して担っていくということと位置付けます。

社会経済情勢の変動により、市民生活を取り巻く環境にも変化が生じており、その変化に対応していくためには、従来の発想や既存の枠組みにとらわれない柔軟な姿勢で取り組むことが求められていることから、市民と行政が共通認識を持って相互の連携を図る、協働するまちづくりを進めます。

(1) 広報・広聴の充実

「市民と行政が協働するまちづくり」(市民協働)とは、「市民の地域・社会活動への参加」という初期的段階から「地域コミュニティでの合意形成のしくみの構築」という「市民主導」へと発展する段階での一つの過程であり、そこに至るまでには「市民参加」・「市民参画」という過程があります。

これらの過程を経験し「市民協働」の段階へと市民をサポートすることは行政の重要な役割であることから、市民の市政への参加・参画の動機付けとして、積極的な情報提供や市民意見の聴取について一層の充実を図ります。

具体的な取り組み

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
広報紙の配付方法の見直し（統一）	行政の義務として、市政関連のさまざまな情報を確実かつ迅速に市民に提供することにより、平等で総合的な情報公開の推進が図られる。			まちづくり推進課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	・広報紙の位置付けの検討 ・迅速で的確な配付方法の検討	月 2 回の広報紙は効率性と経済性を考慮した新聞折込を実施		

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
配付物（広報紙を除く）の配付回数の見直し（統一）	広報紙を新聞折込とすることにより、その他の配付物の配付回数を月 2 回から月 1 回とする。これにより、配付に係る区等の負担軽減と経費の節減（財政の効率化）が図られる。			総務課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	・市の基本情報は、すべて広報紙に集約 ・他の行政機関の機関紙等の精査（減量化の検討）	配付物の減量化の達成により、配付回数を月 1 回に変更		

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
ホームページの充実	「情報の共有」という視点から双方向でのコミュニケーション確保を可能とする手段、また安曇野市の情報を県内外へ発信する手段としてのホームページ（HP）の内容を常にチェックし、市民にわかり易く情報提供し、協働推進の基盤のひとつとする。			まちづくり推進課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	・内容総チェックの実施と更新	・掲載内容の総チェックと更新 ・ホームページ更新研修会	・HP構成の再検証	リニューアルに向けて、構成案作成

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
市民意見聴取方法の体系化	既存の「市民意見聴取方法」の見直しを行い、市民意見・提言・要望等を的確に把握し、施策への反映を容易にする手法の検討と体系化を進める。			まちづくり推進課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	既存の「市民意見聴取方法」の課題の把握と検討	・広聴処理体系（検証体制を含む）の確立 ・パブリックコメント 手続き要綱の策定	実施	

(2) 市民参加システムの構築

協働するまちづくりの推進にあたっては、市民と行政の役割を明確にしつつ、自治会などの地域コミュニティやボランティア・NPO などの各種市民団体との連携体制の確立やネットワークづくりに努めるとともに、市民参加の仕組づくりや活動環境の整備などの支援を進めていきます。

具体的な取り組み

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
市民参加システムの構築 ・市民参加指針の策定	市民とともに「協働」の認識の共有をはかり、住民主役の意識付けをはかる。多くの交流機会を創出し市民の学習環境を整備する。			まちづくり推進課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	行政職員参加の市民協働ワークショップ の開催	・市民参加による指針の検討・作成 ・市民への指針の公表と啓発 ・職員向け手引き作成	・市民参加の実践	・まちづくり条例（市民基本条例）の検討

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
非営利公益市民活動の促進(NPO等) ・市民活動センターの設置	市民活動センターの設置により、市民間、NPOと市民、ボランティアとNPO等の多様な交流が見込まれ、協働のまちづくりの推進が図れる。 市民活動センター5箇所の設置			まちづくり推進課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・NPOとの交流連絡会の開催 ・行政職員参加の市民協働ワークショップでの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流活動の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・5地域(総合支所)に市民交流活動のためのスペースを設置(確保) 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流活動の促進

市民志向の質の高いサービスを提供する市政の実現

「市民志向」を徹底し、市民の視点でサービスの質的な向上を図ります。また、職員の意欲・能力が最大限発揮できる環境づくり・仕組みづくりを実現します。

1. 健全な財政基盤の確立

地方分権が進む中、地方公共団体には自己決定と自己責任によって、複雑かつ多様化する市民要望に適切に対応した行政サービスを提供し、市民の満足度を高めていくことが求められています。

しかし、緩やかな景気回復基調にあるとはいえ、大幅な経済成長が期待できない状況のもとでは市税収入の大幅な増加は見込めず、さらに、少子高齢社会の進展による社会保障関係経費の増加見通しなど、地方公共団体の財政状況は厳しい状態に置かれています。近年では、財源不足等も生じてきており、これが慢性的になる可能性も高まっています。

また、国庫補助・負担金の廃止・縮減、財源移譲、地方交付税改革を一体で行う「三位一体の改革」は、平成 18 年度が最終年度となりますが、国の財政状況が改善しない限り、第 2 期、第 3 期と地方公共団体にとっては、さらに厳しい改革が推し進められることも予測されますので、今後はそうした事態も想定した中で対応策を検討、実施していく必要があります。

安曇野市においては、このような財政状況のもとでも、市民ニーズを的確に把握し対応していくため、なお一層の行財政改革を推進し、特に経常経費の抑制に取り組む必要があります。財政の弾力性を確保し、余力を残しながら、地域の特徴を生かし、自立したまちづくりを推進できる財政構造を構築していきます。

(1) 経費の削減

限られた財源を有効に活かし、最大限の効果をあげるためには、費用対効果の観点から事業のあり方を十分に点検する必要があります。先例や慣例にとらわれず、事業の効果や有用性・有効性の不断の見直しを行い、財源の効率的活用を図ることが重要です。

全ての事務・事業を見直すという観点から、物件費に限らず、補助金や扶助費を含

めた経費全般についての徹底した検証を行い、経費削減に努め、特に経常収支比率について、平成17年度の82.7%を3.0ポイント程度下回る80.0%以下を目指します。

また、費用対効果の状況が市民にも分かりやすい形で情報提供ができるよう、パランスシートなどを活用した新たな財務分析の公表を行っていきます。

具体的な取り組み

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
物件費 の縮減	物件費については、行政内部の事務経費であることから、特に効率的な事務推進を心がけ、経費削減を図る。 物件費においては、経常的経費が遞増傾向にあるが、賃金、委託料の増加がこの要因と思われる。 臨時職員の雇用、事務等の外部委託は、本来、行政あるいは職員が行う事務を補助、補完するものであるので、その必要性を再検討し、人件費、その他経費全体を考えながら削減を目指す。			各担当課 財政課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	<ul style="list-style-type: none"> 削減策例等の提示 事務・事業の見直し、経費削減方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 削減策の実行（事務の効率化を図り、特に経常的に支出される物件費を削減する） 		

：経常収支比率とは、「経常的に収入される一般財源（市税・地方交付税等）」を「経常的経費（人件費、扶助費、公債費等の毎年経常的に支出される経費）」にどれだけ振り向けているかを測定し、その団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、旧自治省（現総務省）の見解では、市（政令指定都市等以外の市）にあっては80%を超えると財政の弾力性が失われつつあるとされています。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等}} \times 100$$

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
補助金の見直し	「補助金等の適正化推進に向けた見直し指針」を平成18年度に定め、この指針に沿った補助金等の抜本の見直しを行い、補助金の有効活用と経費削減を図る。			各担当課 財政課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	<ul style="list-style-type: none"> 見直し指針の制定 見直し開始（補助金等の内容精査） 	<ul style="list-style-type: none"> 見直し指針の実行 		<ul style="list-style-type: none"> 見直し指針の実行完了

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
扶助費 の見直し	市単の扶助制度の検討・研究を行い、真に住民福祉の向上につながる制度の確立を目指す。 また、社会福祉全体、福祉制度全般を通じ、「限られた者の保護や救済にとどまらず、市民全体を対象として、安心して生活を送れるよう自立を支援する」という福祉制度の構造改革に沿い、「自立」に向けた総合的、多面的施策展開を図り、扶助費の削減につなげる。			福祉関係課 その他関連課 財政課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
		・市単扶助制度の見直し ・新たな施策の研究、展開		

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
財務分析の公表	安曇野市の財政状況について、市民に分かりやすい解説を加えて公表することにより、市民による行財政評価が可能になる。 この財政状況の公表の一環として、企業会計的手法による財務分析の基となる「バランスシート」、「行政コスト計算書」、「キャッシュ・フロー計算書」の作成を行い、今までの公会計にない側面からも財政状況の把握に努め、また、その分析を行い、市民への情報提供を積極的に行う。 市としても「経営」という観点での意識改革を進め、さらなる効率的行政の推進を図る。			財政課 関係課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	・バランスシート、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書の作成・分析 ・上記の公表	・バランスシート、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書の作成・資料ストック・分析 ・上記の公表		

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
入札及び契約方法の見直し	契約システム導入により、契約事務の合理化を進めるとともに ・公正な競争による質の高い社会資本の整備 ・建設工事成績評定に基づく業者選定の実施 ・随意契約の見直しと物品の一括発注等による経費の節減 を柱とする入札制度の見直しを図る。			契約管財課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	・契約システム導入調査検討開始 ・建設工事成績評定の検討開始 ・物品等の一括発注	・建設工事成績評定実施		

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
電子入札の導入	電子入札システムの導入により、入札契約事務の合理化と入札の透明性・競争性の向上を図る。			契約管財課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	・電子入札システム導入調査検討開始			

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
庁舎単位の環境保全計画の推進	ごみ減量・エネルギー消費量削減等を主たる取組みとして、各庁舎において環境保全計画を推進することにより、職員の環境保全に対する意識・コスト削減に対する意識醸成を図る。			総務課 地域支援課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	・実態把握 ・基本方針策定 ・庁舎単位の計画策定	実行 (目標設定・成果の検証)		

(2) 自主財源 の確保

慢性化する市税等の滞納に対し、滞納状況等の正確な調査と分析に基づく滞納繰越金の早期回収に努めるとともに、市税全体の収納率の向上を図ります。

また、今後の厳しい財政状況においても良質なサービス水準を維持するため、市民の理解と協力を求め、各公共施設の維持管理及び運営に対する利用者負担の適正化に努めます。

さらに、市有財産においても、遊休化または利用度の低い財産の有効活用の検討と並行し、整理処分を積極的に進め、自主財源の確保に努めます。

具体的な取り組み

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
収税等収納率の向上	税負担の公平性と自主財源を確保する観点から、年間計画及び収納対策計画を建て、計画的に毅然とした態度で滞納整理を進め収納率の向上を図る。			収納課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
現年：98.0% 滞繰：13.7%	目標値（16年度） 現年：98.26% 滞繰：17.66%	目標値（16年度） 現年：98.26% 滞繰：17.66%	前年数値から見直しをする	

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
全庁（横断）的な収納・滞納整理体制の整備	市税等の収納率が低下していることから、その向上に取り組み、市民の税負担の公平性及び財源の確保を図る。（現行市税等収納連絡調整会議の格上げ）			収納課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	設置に向けての準備	収納対策本部（仮称）設置		

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
自主的納付環境の整備（コンビニ納付）	市税等の公金収納をコンビニエンスストアで行うことを可能にすることにより、納付者の利便性を高め、収納率の向上を目指す。			収納課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	導入に向けての調査研究	導入に向けての調査研究	導入準備	実施

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
自主的納付環境の整備（休日窓口）	市税等の収納率向上を図るため、納税者の納付環境の整備や利便性から、休日窓口を開設する。			収納課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	10 月（第一日曜日）より実施	継続	継続	コンビニ収納実施に伴う見直し

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
受益と負担の適正化	公共施設の維持管理に要する経費の税負担に着目し、施設を利用する人とししない人の負担のあり方を、公平性の確保という視点から検討を深め、使用料等の適正な見直しを図る。			担当課 行政改革推進室
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	見直し方針の策定		実施	

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
広告事業導入の検討	ホームページ、広報紙への企業広告を掲載することにより、自主財源を確保する。また、市内企業等を優先して掲載することにより、育成や各産業の振興を図るとともに、市民にも有益な生活情報の提供を実施する。			まちづくり推進課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	・広告事業導入に向けた調査・検討	・広告掲載要綱	・ホームページへのバナー広告掲載 ・広報紙への広告掲載	

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
市有財産の整理 処分	市所有の未利用地・遊休地の調査を通じ、処分可能な土地、貸付可能な土地等を把握し、処分・貸付等を進めることで、財源の確保、維持管理に係る経費・業務の削減を図る。			契約管財課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	未利用地・遊休地の調査	・利用要望調査（所管換、用途廃止、競売計画等） ・処分計画の策定	実施	

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
低・未利用施設の有効活用「重複」	未利用・低利用施設の把握と実態調査を行い、用途変更・取り壊し等の検討を進め、施設の有効活用・利用を推進するとともに、維持管理に係る経費・業務の削減を図る。			契約管財課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	低・未利用施設の実態調査	・利用要望調査（所管換、用途廃止、利用・運用計画等）	利用要望調査に基づく施設の廃止を含む有効活用	

複数の「具体的施策」に効果を及ぼす「具体的な取り組み」については、その「取組項目」に「重複」と明記し、重複して記載しています。

2. 職員管理・給与の適正化

厳しい財政状況下での行財政改革の推進にあたっては、市民生活に直接関わる市民サービスや受益者負担などの見直しは避けて通ることのできない事項であることから、今後、市並びに職員に対する市民の評価は今まで以上に厳しくなることが予想されます。

特に職員給与や職員数については市民の関心も高いことから、市民に対する説明責任という観点からも、長期的な展望にわたっての定員適正化計画等を策定し、公表していく必要があります。

なお、職員の削減にあたっては総務省から指針が示されており、全国的な取り組みが実施されることから、本市としても市民サービスの低下を招くことがないように配慮しながら削減に着手していきます。

(1) 定員管理の適正化

新市建設計画の財政計画は、平成 26 年度までの 10 年間で 104 人の削減をすることに基づいて計画されています。そこで、この目標値を基本に、定員適正化計画を策定し、計画に従った適正な定員管理を行っていきます。計画の実行に当たっては、行政運営をより一層簡素・効率化して事務事業を見直すことや、市民・事業者と行政の役割を明確にする中で、可能なものから積極的に民間に委ねていく検討を進めるとともに、さまざまな市民ニーズに対応するため、業務の改廃や業務量の変動に対応する柔軟かつ効率的な人員配置を行うなど、削減された人員の仕事量を補完し、市民サービスの低下を招かないための方策を並行して実施します。

また、計画的な定数管理を行うとともに、将来にわたる安定した人材確保を視点に、長期的な管理計画を策定します。

具体的な取り組み

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
適正な定員管理の実施	定員適正化計画に基づく適正な定員管理を行い、効率的な組織運営を目指す。 【職員数 平成 17 年度：860 人 平成 22 年度当初：787 人】 削減目標：73 人（8.5%）			人事課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
削減数：38 人	計画の推進 削減数：17 人	削減数：4 人	削減数：6 人	削減数：8 人

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
退職奨励制度の検討	平成 18 年 4 月の給与構造改革に併せ、退職勧奨適用年齢の繰下げ及び処遇の見直しを検討し、現状に沿った制度を確立することにより、適正な人事管理の運用を図る。			人事課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	制度の見直し 要綱等の制定	新制度適用		

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
一般非常勤職員配置方針の確立	事務事業の見直し及び事務改善を検討し、所管課等の職務内容及び事務量に応じた非常勤職員等の配置方針を明確にする。			人事課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	配置する職務の明文化	適正配置		

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
アウトソーシング計画の策定「重複」	市民と行政の役割分担を明らかにしながら、定員適正化計画・人材育成基本方針とリンクしたアウトソーシング（業務の外部化）を計画的に推進することにより、市民サービスの維持・向上と経費の削減を実現する。			行政改革推進室
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	アウトソーシング計画の策定	実施		

(2) 給与の適正化

サービスコストの低減化と職員能力の十分な活用を図るため、給与における制度の見直しを図る必要があります。なお、見直しに当たっては本市の財政状況等に十分配慮するとともに、国、県、近隣各市の実態、社会経済情勢等をふまえ、給与水準の是正や給与制度及びその運用の適正化を推進していきます。

また、給与の状況は、広報紙等を通じて広く市民に情報提供していくなど、透明性の向上を図ります。

具体的な取り組み

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
評価制度の給与への反映	人事評価の試行・実施により、職員の能力及び業績に応じて、適正な給与への反映を図る。			人事課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	庁内組織により人事評価制度設計・試行方法等の検討	・人事評価一部試行 ・試行結果に基づき、基準等の見直し・修正	・一部実施（人事評価結果を、給与へ反映） ・一部試行 ・制度見直し	

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
時間外勤務手当の縮減	時間外勤務削減方針及び運用の見直しを実施することにより、手当の縮減を図る。			人事課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	事務事業の執行管理による計画的な管理	運用基準等の内規を制定し、遵守することにより、前年度実績額対比マイナスを目指す	前年度対比の具体的な数値目標(減額率)を明確にすることにより、一層の縮減努力を図る	

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
時差出勤制度の導入拡大	時差出勤制度を導入することにより、住民サービスの拡充及び時間外勤務削減を図る。			人事課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	事務事業の見直し及び事務改善の検討に併せ、時差出勤制度の検討	時差出勤制度導入可能職場で、試行	全庁的に時差出勤制度導入	

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
適正な定員管理の実施「重複」	定員適正化計画に基づく適正な定員管理を行い、効率的な組織運営を目指す。 【職員数 平成 17 年度：860 人 平成 22 年度当初：787 人】 削減目標：73 人(8.5%)			人事課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
削減数：38 人	計画の推進 削減数：17 人	削減数：4 人	削減数：6 人	削減数：8 人

スリムで時代の変化に柔軟な行財政の実現

市民・事業者と行政の役割分担を明確にし、市民ニーズや時代の変化に的確に対応した組織体制や事務事業の見直しを行い、限られた行政資源(財政・人員)を重点的に配分します。さらに、職員一人ひとりがコスト意識を明確に持ち、スクラップ・アンド・ビルド や受益と負担における公平性の確保に取り組むなど、効果的・効率的な行財政運営を実現します。

1. 業務の効率化

限られた行政経営資源の中で、複雑かつ多様化する市民ニーズや新しい行政課題に対応していくためには、現在行われている事務事業の徹底した見直しを行う必要があります。緊急性、必要性、投資効果、代替可能性等を、政策・施策・事務事業の段階で客観的に評価し、政策・施策等の展開に反映できるシステムを構築します。

(1) 事務の効率化

分権時代においては、市民ニーズを的確に把握する中で、機動的、効率的な対応が求められることから、より市民に近い事業実施部局における政策形成・調整が促進されるよう機能強化に努めます。

行政経営資源の要素は「ヒト・モノ・カネ・情報」といわれており、「モノ・カネ・情報」を一定のものにとらえると、今後、自治体間競争力を高めていくためには、ヒト(職員)の果たす役割は大きなものとなります。そこで、それぞれの職場において職員自らが考えて事務改善に取り組むための環境を整えるなど、職員一人ひとり意識の改革と意欲の向上を図り、政策立案能力を高めていくための全庁的な推進体制を整えていきます。

また、ITを活用した情報伝達手段等の高度化など、電子化における社会情勢は急速に変化していることから、庁内における電子決裁等の導入をはじめとした事務効率化・コスト削減を目指します。

具体的な取り組み

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
電子決裁等の導入検討	電子決裁システム構築により、決裁事務の効率化が図られ、また、今後想定される電子申請等にも対応が可能となる。			情報政策課 業務担当部署
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	・調査検討開始	・調査検討 ・職員関連電子決裁テスト運用 (休暇・超勤・出張等)	・職員関連電子決裁稼働	・総合決裁システム検討

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
部局における政策調整機能の検討	部内における横断的調整を可能にするシステムを検討する。			関係部局
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	現行部制における問題点・課題の抽出。手法の検討	見直し・実施		

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
アウトソーシング計画の策定「重複」	市民と行政の役割分担を明らかにしながら、定員適正化計画・人材育成基本方針とリンクしたアウトソーシング(業務の外部的)を計画的に推進することにより、市民サービスの維持・向上と経費の削減を実現する。			行政改革推進室
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	アウトソーシング計画の策定	実施		

(2) 事務事業の見直し

新たな時代の変化に伴い、複雑かつ多様化する市民ニーズに柔軟に対応するため、事務事業については費用対効果の観点から総合的な見直しを行う必要があります。

これからの行政運営においては、「どれだけのサービスを提供したか」ではなく、「サービスの提供によってどのような成果がどのくらい得られたか」を重視することが求められていることから、行政サービスの成果等を評価する仕組みをつくり、これを行政運営の基本システム（総合計画、予算等）に連携させることにより、成果重視の行政運営システムへの変革を図ります。合わせて、旧町村からの重複事業、類似事業等の整理統合など残されている課題についても、事務事業の効率化を図る上で事業の廃止・統合等を視野に入れた具体的な検討を行います。

また、人件費等の削減を実現するため、定員適正化計画・人材育成基本方針との調整を図りながら、業務の外部化について、その方向性と取組みを具体化します。

具体的な取り組み

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
アウトソーシング計画の策定	市民と行政の役割分担を明らかにしながら、定員適正化計画・人材育成基本方針とリンクしたアウトソーシング（業務の外部化）を計画的に推進することにより、市民サービスの維持・向上と経費の削減を実現する。			行政改革推進室
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	アウトソーシング計画の策定	実施		

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
行政評価制度の導入	政策・施策・事務事業において、投資効果や有効性・有用性を客観的に評価し、総合計画（実施計画）や予算へ効果的に反映できる評価手法の導入を検討し、効果的・集中的な投資を実現する。			行政改革推進室
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	導入段階・評価手法・評価基準の検討		試験的实施 評価における客観性の確保の検討	実施

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
各種イベント等の統廃合	合併前より実施されてきた各種イベント等について、その歴史、地域特性等を踏まえつつ、安曇野市としての一体感の醸成、事業の効率化及び事業費の効果的な投資を目的に、主に同種・同類のイベント等の統廃合の検討を進める。 合わせて、実施主体を明確にし、実行委員会等市民の主体的な活動を促す。			担当部課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し ・市民・実行委員会等との調整 			

2. スリムで柔軟な組織・人事体制の構築

新たな行政課題や複雑かつ多様化した市民ニーズに対応していくためには、常に組織機構の見直しを行い、時代に即応し、市民ニーズを的確に把握し柔軟に対応できる組織機構を編成することが求められています。

また、分権時代においては、より市民に近い部門が市民ニーズを的確に把握し、機動的、効率的な対応を可能にすることが必要です。

こうしたことから、組織の簡素効率化を基本に、各事業の総量や動向を見極めながら組織のスリム化を図ります。

(1) 組織の効率化

分庁・総合支所方式という独自の組織体制でスタートした本市ですが、組織機構の再編は、今後、行財政改革を推進するにあたっての大きなテーマといえます。

特に、市民ニーズに的確に対応するためには、既存の縦割り組織の運用ではなく、部課を超えて連携を図り弾力的かつ横断的組織体制を整備することが理想です。

そこで、本庁、総合支所の見直しにあたっては、社会経済を取り巻く環境の変化を的確にとらえ、施策の方針を選択し、その決定が迅速に実行できる組織づくりを目指した見直しを行っていきます。特に、総合支所については、『新市将来構想』に立ち返り、「地域の住民生活に直接に関わる行政分野」について再考し、そのあり方を明

確にします。

具体的な取り組み

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
本庁・総合支所の総合的な見直し	市民ニーズに柔軟に対応できる組織を構築する。特に、総合支所のあり方については、『新市将来構想』に立ち返り、「地域の住民生活に直接関わる行政分野」を精査し、「市民にわかりやすく、使いやすい」総合支所の実現を目指す。			総務課 行政改革推進室
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	本庁・総合支所の分掌の見直し	見直し・実施		

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
類似した委員会、協議会等の統廃合	社会経済情勢の変化等を踏まえ、類似した委員会・協議会等の存置の必要性について見直しを行う。存置の必要性が低下している機関等については、積極的に整理統合を進め、事務の効率化、経費の削減を図る。			全部課等
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	総合的な方針の策定及び関係要綱等の整備	整理統合		

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
アウトソーシング計画の策定「重複」	市民と行政の役割分担を明らかにしながら、定員適正化計画・人材育成基本方針とリンクしたアウトソーシング（業務の外部化）を計画的に推進することにより、市民サービスの維持・向上と経費の削減を実現する。			行政改革推進室
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	アウトソーシング計画の策定	実施		

(2) 職員の意識改革

地方分権の時代にあつて、自治体が競争力を持つ施策を展開し、市民に対して的確な施策を提案するためには、職員一人ひとりの意識改革が不可欠です。

そのためには、既存の枠組みにとらわれない柔軟な発想と問題意識のもと、状況の変化に敏感に反応し、自らが情報収集に努め、施策の方向性や実施方法を考えることができる職員の育成が求められます。

また、成果重視の行政運営を行うためには、職員個々の意識も変えていく必要があることから、本市に適する評価制度の導入をすすめ、制度の運用を通じて職員の意識改革を図っていきます。

具体的な取り組み

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
人材育成基本方針の策定 ・評価制度の導入 ・研修体系の確立	人事管理制度全般を見直し、トータル人事システムとしての人材育成基本方針を早期に策定する。			人事課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	人材育成基本方針の策定	方針に基づき、個別制度の実施 ・人事評価 ・職員研修		

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
職員提案制度の確立と活用	日頃の業務を通じ、事務事業の進め方等についての職員意識を高めるとともに、事務の改善・効率化に取り組むことで、市民サービスの一層の向上に寄与し、経費節減効果も期待できる。また、『一職場一改善運動』との整合を視野に入れ、現行制度の抜本的見直しを図る。			行政改革推進室
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	現行規程の見直し	実施		

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
庁内公募制度の導入	職員の能力を活かし、士気と意欲を向上させ、組織を活性化させるために、庁内公募制度及び降格制度の導入を図る。			人事課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	制度の具体的な検討 ・公募適正職種 ・選考方法等	人事評価の試行に併せ、職場実態を把握	庁内公募制度及び降格制度の運用開始	

(3) 既存法人（外郭団体等）の見直し

本市の第三セクターは、その時々時代の要請を受けて設立されたものであり、市の行政施策と密接に連携しながら公共サービスの提供主体の一つとして重要な役割を担ってきました。しかし、近年における社会経済環境の変化により、それらを取り巻く状況は大変厳しくなっています。

さらに、地方自治法の改正により、新たに指定管理者制度が導入され、公の施設の管理に関して、民間事業者の参入も可能となったことは、公の施設の管理を受託しているセクターにとっては、その事業基盤に大きく影響を及ぼすものであり、まさにそのあり方が問われています。

本市においては、国の指針である第三セクター改革の流れを踏まえて、セクターの役割等を再検討し、市が取り組むべき課題とセクター自らが取り組む課題について明らかにし、セクターの統廃合や市の関与のあり方について抜本的な見直しを図るほか、各種団体の自立促進についての取り組みを進めていきます。

具体的な取り組み

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
第三セクターの見直し方針の確立	市が出資等する第三セクターについて、行政評価の視点も踏まえた点検評価の充実を図る。その上で、市関与の必要性が低下している法人については、関与の廃止や縮小を行い、経営の自主性、自立性を強化する。			行政改革推進室
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	総合的な方針の策定	方針に基づく個別計画の策定並びに実施		

取組項目	期待される効果・数値目標等			所 管
各種団体の自立促進	設立過程や運営面において市が関与している各種団体について、改めて公益的必要性や行政目的等を点検する。関係課において各種団体の事務局を置くケースについては、各種団体の事務は、その団体において処理することを基本に、団体の自立を促進し、自主的かつ弾力的な運営が図られるよう、市関与のあり方を見直す。			全部課等
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	市関与のあり方検討	該当団体との協議	自立促進	

3. 公共施設の効果的利用

公共施設の設置目的が効果的、効率的に達成できることに主眼を置きながら管理運営手法の見直しを進め、低利用施設については有効利用への転換策を講じます。

また、社会経済情勢等の変化に伴って住民ニーズが多様化する中、真に利用者本位のサービスが提供されているかを検証するとともに、公共施設の管理運営のあり方、行政としての関与の必要性なども検討しながら、必要な施設については指定管理者制度を積極的に活用します。

なお、地域コミュニティの増進を目的とした施設については、その地域住民による効果的な管理運営の推進を図っていきます。

(1) 効率的な管理運営

公共施設については、利用目的、地域のバランス及び特性、市民ニーズ等を把握する中で、有効利用できるような対策を講じます。

また、複雑・多様化する市民ニーズへの対応や、簡素で効率的な市政運営を実現するため、これまでの行政主体の公共サービスの提供から民間事業者の優れた経営ノウハウや資金を活用した、より効果の高い住民サービスの向上を目指します。

特に、指定管理者制度の活用については、施設ごとに最も適切な運営主体を選定し、市民サービスの向上と施設運営の効率化を図ります。

具体的な取り組み

取組項目	期待される効果・数値目標等				所 管
指定管理者制度等の導入	指定管理者制度等の導入により、効率的な施設の運営と市民サービスの向上を図る。				施設担当課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
10 施設に導入 従前の管理委託制度からの移行施設を含む	72 施設に導入 従前の管理委託制度からの移行施設を含む	・直営 1 施設に導入 ・新規設置 2 施設に導入 ・導入施設の検討等	・直営 5 施設に導入 ・導入施設の検討等 ・公共下水道処理場 1 施設、農業集落排水処理施設 1 施設の包括的民間委託の実施	・直営 1 施設に導入 既導入施設を含め、競争原理や地域の活力を積極的に活用しながら制度の導入を進める。	

取組項目	期待される効果・数値目標等				所 管
低・未利用施設の有効活用	未利用・低利用施設の把握と実態調査を行い、用途変更・取り壊し等の検討を進め、施設の有効活用・利用を推進するとともに、維持管理に係る経費・業務の削減を図る。				契約管財課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
	低・未利用施設の実態調査	・利用要望調査（所管換、用途廃止、利用・運用計画等）	利用要望調査に基づく施設の廃止を含む有効活用		

取組項目	期待される効果・数値目標等				所 管
市有財産の整理処分「重複」	市所有の未利用地・遊休地の調査を通じ、処分可能な土地、貸付可能な土地等を把握し、処分・貸付等を進めることで、財源の確保、維持管理に係る経費・業務の削減を図る。				契約管財課
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
	未利用地・遊休地の調査	・利用要望調査（所管換、用途廃止、競売計画等） ・処分計画の策定	実施		

公営企業における行政改革

本市の地方公営企業（水道事業、市営宿舍事業）についても、安曇野市行財政改革大綱の理念に基づいた見直しを行い、一般会計と一体的、全庁的に改革への取り組みを進めます。

- ことばの解説 -

三位一体の改革	「国から地方への税源移譲」「国庫補助負担金の削減」「地方交付税の見直し」の三つを一体的に行う改革です。
新設合併	地方公共団体の合併の方式のひとつです。合併するすべての地方公共団体を消滅させ、それと同時に新たな地方公共団体を設立して合同する方式をいいます。
事務事業	事務とは行政に係る申請・交付等の事務ならびに行政内部事務（企画・総務・会計等）を指すものであり、事業とは、教育、福祉等の行政サービスならびに公共工事業（道路・施設の建設等）をいいます。
安曇野市まちづくり計画 （新市建設計画）	本市の合併に際し、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間における市のまちづくりの方向性について、基本目標、基本方針、具体的な施策等を定めたものです。
分権型社会	現在、国に集中している権限や財源を県や市町村に移すとともに、行政の過剰な関与を取り除き、地域の人々が自主的・自立的に活動し、自らのことを自らが決定し、責任を負う社会です。
協働	「協働」とは、市民及び市がそれぞれの役割と責任の下で、協力して公共的課題の解決に当たることを指し、本大綱では、従来までの行政サービスの提供のあり方を見直し、市民と行政との間で役割を分担し、地域に必要な公共サービスを市民と行政が協力して担っていくということと位置付けています。
パブリックコメント	行政による規制の設定や改廃、事業の実施にあたり、行政機関が原案を公表し、市民から意見や情報の提出を求め、その意見等をもとに検討後、最終意思決定を行う制度です。
NPO Non Profit Organization の略	非営利組織といわれ、営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称です。1998 年 12 月から「特定非営利活動促進法」いわゆる NPO 法が施行され、法人格をもつことができるようになりました。
ワークショップ	「体験型の講座」を指すことが多く、体験型の講座の意味でのワークショップは、問題解決やトレーニングの手法です。近年は企業研修や住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられています。
経常収支比率	本文 16 ページに注釈を記載しました。
バランスシート	財務諸表の一つで、貸借対照表とも呼ばれます。一定時点における資産、負債、資本の状態を表すために作成されるもので、近年、自治体の財務状況を公表するにあたり用いられています。自治体に導入するメリットとしては、資産を形成するにあたってどのような資金が調達されたのか、また形成された資産はどのようなものなのか、その対応関係を明らかに出来る点にあります。
物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外で地方公共団体が支出する非生産的、消費的性質の経費の総称で、賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、備品購入費等です。

扶助費	市が、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき被扶助者に対して支給する費用、及び団体が単独で行っている各種扶助に要する経費のことで、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれます。
行政コスト計算書	職員の人件費や各種団体等への補助金など、資産形成につながらない行政サービス提供のために使われた費用と収入を対比したもので、どのようなサービスにどれだけのコストがかかっているかなどを示しています。 この行政コスト計算書を作成することにより、単年度の消費的経費である「行政コスト」を明らかにし、また、現金支出を伴わない減価償却などのコストを示すことにより、1年間の市の活動に要した経費を総括的に把握することができます。
キャッシュ・フロー計算書	会社などの一定期間（会計年度）における現金の流れを分析し、その増加・減少の原因を明示しようとするものです。
随意契約	市が入札によらずに任意で決定した相手と契約を締結することです。市が行う契約は入札によることが原則ですが、随意契約は法令の規定によって認められた場合にのみ行うことが出来るものです。
電子入札	市の入札担当部局と各入札参加業者とをネットワークで結び、一連の入札事務をそのネットワーク経由で行う方法です。これを活用することにより、手続きの透明性の確保（情報公開）、品質・競争性の向上（談合機会の減少）、コスト縮減（業者の移動コスト等）、事務の迅速化などの効果が期待されます。
自主財源	国や県から定められた額を交付されたり、割り当てられたりするもの（依存財源）ではなく、地方公共団体が自主的に収入し得る財源で、地方税や負担金、使用料、諸収入等のことです。
バナー広告	ホームページ上で他のサイトを紹介する役割をもつ広告画像のことです。画像にはリンクを貼り、クリックすると紹介するサイトを表示するようになっています。
アウトソーシング 外部資源化（Out + Sourcing）	「民間でできることは民間へ」という基本を念頭に、公共サービスの属性に応じて、民営化、民間委託、PFIの活用、独立行政法人等の活用により、行政コストの縮減と、サービス水準の向上を図るものです。
サービスコスト	サービスを実施するのに直接必要とされる事業費、間接的に必要とされる減価償却費、そして人件費、これらを総合したものがサービスに係るコストとして捉えることができます。
スクラップ・アンド・ビルド	時代の要請に対して応えられなくなった制度やシステムなどを改正あるいは廃止し、新しい時代の要請に応えられるように再構築することです。事業新設（ビルド）の場合には、その費用に相当する既存事業の見直し等（スクラップ）により、全体としての行政の肥大化を防ぐというものです。

行政評価制度	市が実施する施策、事務事業について、事前・実施中・事後にその妥当性や成果を、できるだけ客観的な基準で判定し、結果を数値等で市民に示すとともに、予算執行・計画策定・事務事業の見直し等に反映させていく制度です。
第三セクター	国および地方公共団体が経営する公企業を第一セクター、私企業を第二セクターとし、それらとは異なる第三の方式による法人という意味で、略して 三セク とも言います。日本においては、国または地方公共団体が民間企業と共同出資によって設立した法人を指すことが多く、その場合、多くは設立が比較的容易でその運営方式も自由な株式会社の形態を採っています。
指定管理者制度	「公の施設」の管理運営主体については、公共性の確保の観点から、市の出資法人や公共的団体に限られていましたが、地方自治法の改正により、民間事業者も含めた幅広い団体にも管理運営を委ねられるように定めた制度です。

注) 解説した用語については、文中最初の記載にのみ 印を付してあります。